

令和6年3月1日

お客様各位

丸八信用組合

カードローン約定改正のお知らせ

令和6年4月1日から下記のとおりカードローン約定改正をしますので、お知らせいたします。

記

1 改正となる約定

カードローン

- ・カードローン約定

2 適用開始日

令和6年4月1日（月）

3 変更箇所

後記「新旧対照表」の改正後の下線部が変更箇所となります。

以上

新旧対照表

カードローン約定（抜粋）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">カードローン約定</p> <p>私はSMB Cファイナンスサービス株式会社（以下「甲」という）の保証に基づき、丸八信用組合（以下「乙」という）と当座貸越取引をするについて、次の各項を確約します。</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>第3条（契約期間）</p> <p>1 契約者が本契約に基づき当座貸越を受けられる期間は、本契約成立の月から3年後の応答月の<u>末月</u>までとします。ただし、期間満了日の前営業日までに乙から別段の意思表示がない場合には、この期間はさらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2 前項にかかわらず、期間満了日に契約者が<u>61歳以上</u>に達している場合は期間の延長はしないものとします。</p> <p>3 乙からの意思表示、期間満了日に契約者が<u>61歳以上</u>に達していることにより、期間の延長をしない場合は次のとおりとします。</p> <p>（1） 契約者は<u>直ちに</u>カードを乙に返却します。</p> <p>（2） 貸越元利金は本契約の各条項に従い弁済し、貸越元利金が完済された日には本契約は当然に解約されるものとします。</p> <p>（3） 契約期間満了日に貸越元利金がない場合は、契約期間満了日に本契約は当然に解約されるものとします。</p> <p>第4条～第23条（略）</p>	<p style="text-align: center;">カードローン約定</p> <p>私は保証会社（以下「甲」という）の保証に基づき、丸八信用組合（以下「乙」という）と当座貸越取引をするについて、次の各項を確約します。</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>第3条（契約期間）</p> <p>1 契約者が本契約に基づき当座貸越を受けられる期間は、本契約成立の月から3年後の応答月の<u>月末</u>までとします。ただし、期間満了日の前営業日までに乙から別段の意思表示がない場合には、この期間はさらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2 前項にかかわらず、期間満了日に契約者が<u>退職</u>している場合は期間の延長はしないものとします。</p> <p>3 乙からの意思表示、期間満了日に契約者が<u>退職</u>していることにより、期間の延長をしない場合は次のとおりとします。</p> <p>（1） 契約者は<u>乙の指示に従い</u>カードを乙に返却します。</p> <p>（2） 契約者は<u>退職日を過ぎて新たな出金はできない</u>ものとします。</p> <p>（3） 貸越元利金は本契約の各条項に従い弁済し、貸越元利金が完済された日には本契約は当然に解約されるものとします。</p> <p>（4） 契約期間満了日に貸越元利金がない場合は、契約期間満了日に本契約は当然に解約されるものとします。</p> <p>第4条～第23条（略）</p>